

「平成26年度就学援助実施状況等調査」等結果

◆ 平成26年度要保護及び準要保護児童生徒数，平成27年度準要保護認定基準の運用等

平成27年6月に各都道府県教育委員会を通じ，市町村教育委員会に対して，調査を実施。

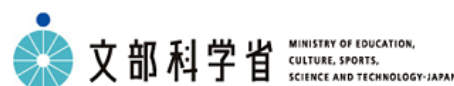
(回答数: 1, 762市町村)

◆ 平成28年度準要保護認定基準の運用等

平成28年10月に各都道府県教育委員会を通じ，市町村教育委員会に対して，調査を実施。

(回答数: 1, 767市町村)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
(平成29年3月)

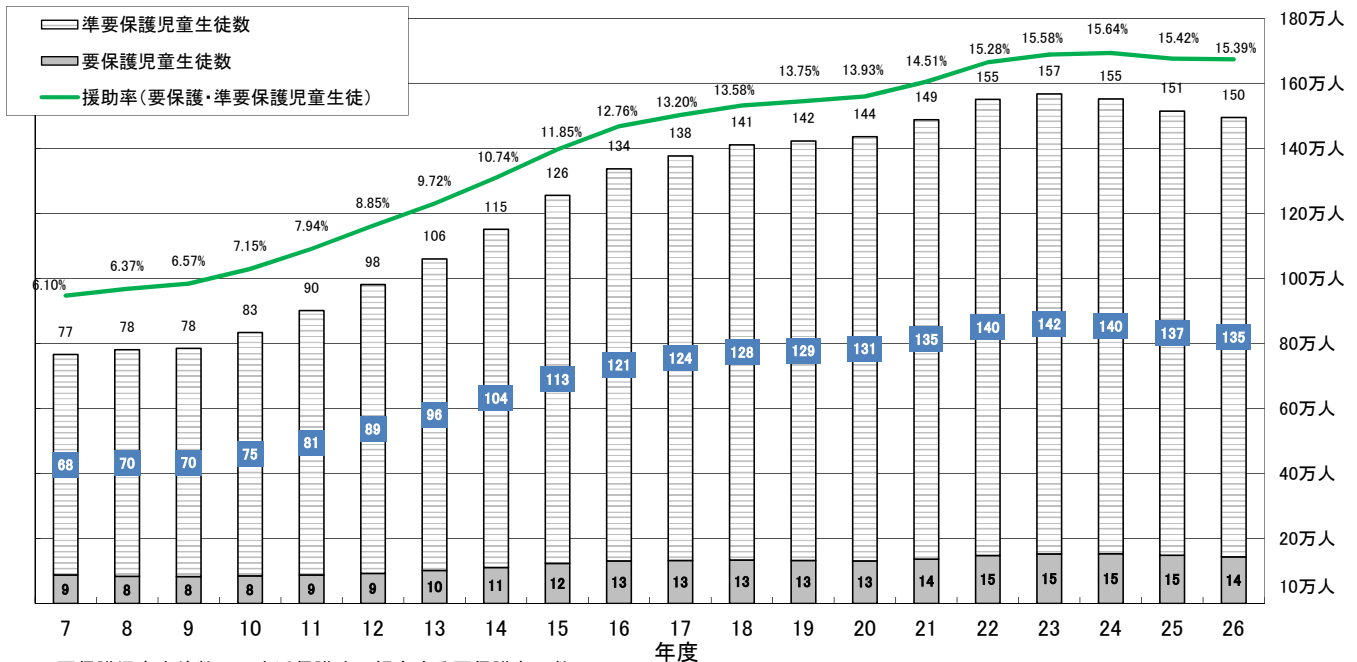


(本調査結果利用上の留意点)

- 本調査結果は，小中学校(義務教育学校，中等教育学校の前期課程を含む)の児童生徒を対象として実施される就学援助について，都道府県教育委員会を通じて市町村教育委員会から報告されたものである。
- 要保護児童生徒数は，各年7月1日現在で生活保護法第6条第2項に規定する要保護者として，各市町村が把握している人数である。
- 準要保護児童生徒数は，当該年度内に，各市町村教育委員会が要保護者に準じる程度に困窮していると認定した人数で，学用品費等(学用品費のほか，通学費，修学旅行費など)が支給されたものであり，給食費や医療費のみを支給されたものは除いている。
- 被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数は，各年度3月期に被災児童生徒就学援助事業の対象となった人数である。
- 要保護及び準要保護児童生徒数，被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数については，いずれも国立・私立学校の児童生徒が対象になり得るが，その内訳は把握していない。
- 就学援助率については，公立学校児童生徒数に占める割合を表したものである。(国立及び私立学校の児童生徒で就学援助の対象となっている児童生徒は極めて少数と考えられるため。)
- 要保護児童生徒については，就学援助法の補助対象者はその一部である。(要保護児童生徒については，就学援助法の補助対象費目である学用品費，通学費，修学旅行費のうち，生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため。)

要保護及び準要保護児童生徒数の推移（H7～26）

- 平成26年度要保護及び準要保護児童生徒数(就学援助対象人数)は、1,495,485人(対前年度▲19,030人)で3年連続減少。
- 平成26年度就学援助率は、15.39%(対前年度▲0.03ポイント)で2年連続減少。
- 就学援助対象人数や就学援助率の主な減少要因は、児童生徒数全体の減少、経済状況の変化が挙げられている。(市町村へのアンケートより)



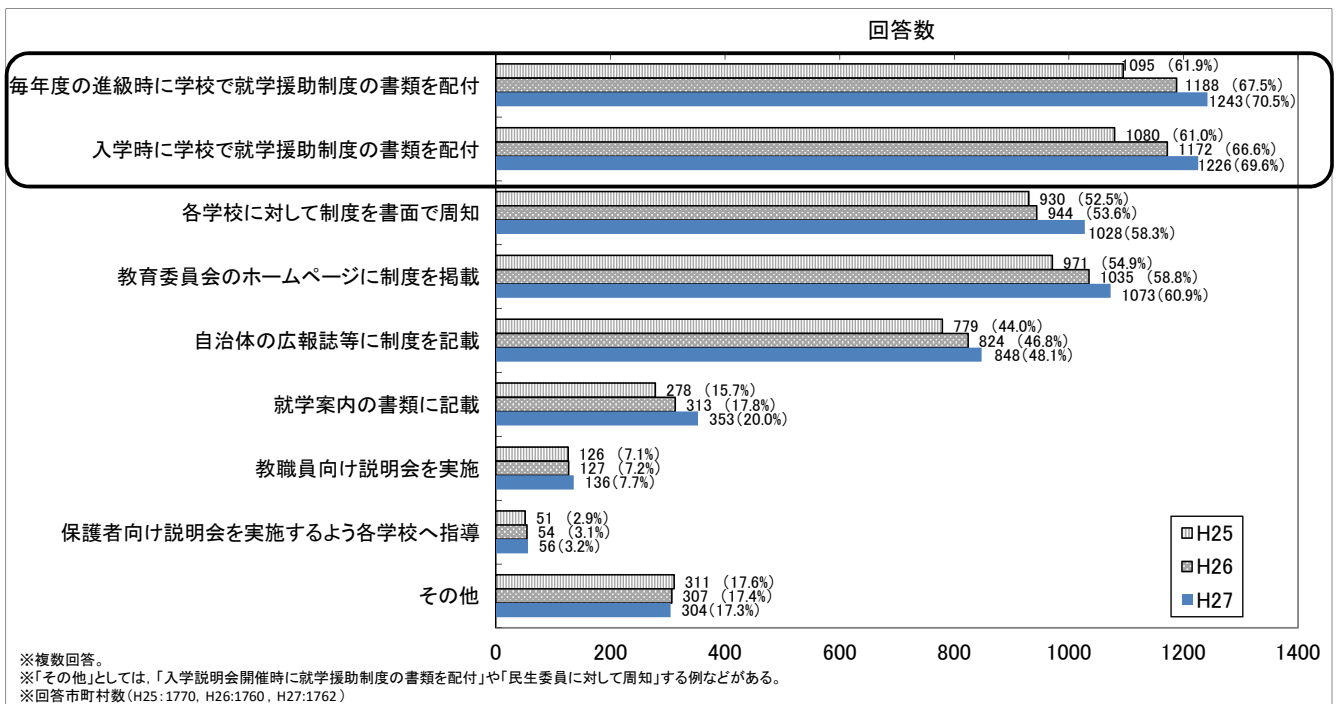
※ 要保護児童生徒数：生活保護法に規定する要保護者の数

※ 準要保護児童生徒数：要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数

(文部科学省調べ)

平成27年度就学援助制度の周知方法 (子供の貧困に関する指標)

- 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合
1243/1762市町村 70.5%(対前年度 +3.0ポイント)
- 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合
1226/1762市町村 69.6%(対前年度 +3.0ポイント)



※複数回答。

※「その他」としては、「入学説明会開催時に就学援助制度の書類を配付」や「民生委員に対して周知」する例などがある。

※回答市町村数(H25:1770, H26:1760, H27:1762)

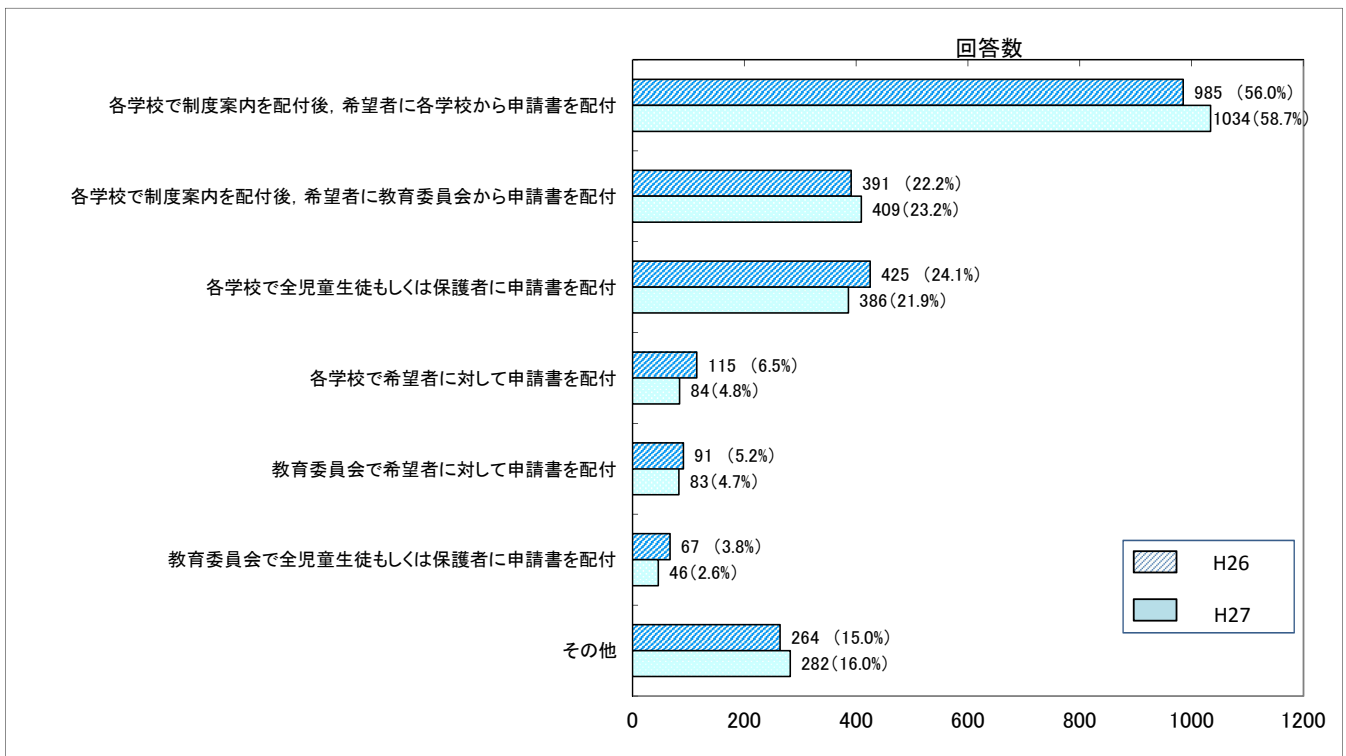
平成27年度就学援助制度 (準要保護認定基準の概要)

認定基準の主なもの	H27自治体数 (複数回答)
生活保護法に基づく保護の停止または廃止	1,329 (75.4%)
児童扶養手当の支給	1,294 (73.4%)
市町村民税の非課税	1,291 (73.3%)
生活保護の基準額に一定の計数を掛けたもの	1,260 (71.5%)
市町村民税の減免	1,116 (63.3%)
国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	1,085 (61.6%)
国民年金保険料の免除	1,078 (61.2%)

自治体における 基準の倍率	H27自治体数
～ 1.1倍以下	206 (11.7%)
～ 1.2倍以下	225 (12.8%)
～ 1.3倍以下	626 (35.5%)
～ 1.4倍以下	26 (1.5%)
～ 1.5倍以下	161 (9.1%)
1.5倍超	11 (0.6%)
その他	5 (0.3%)
計	1,260 (71.5%)

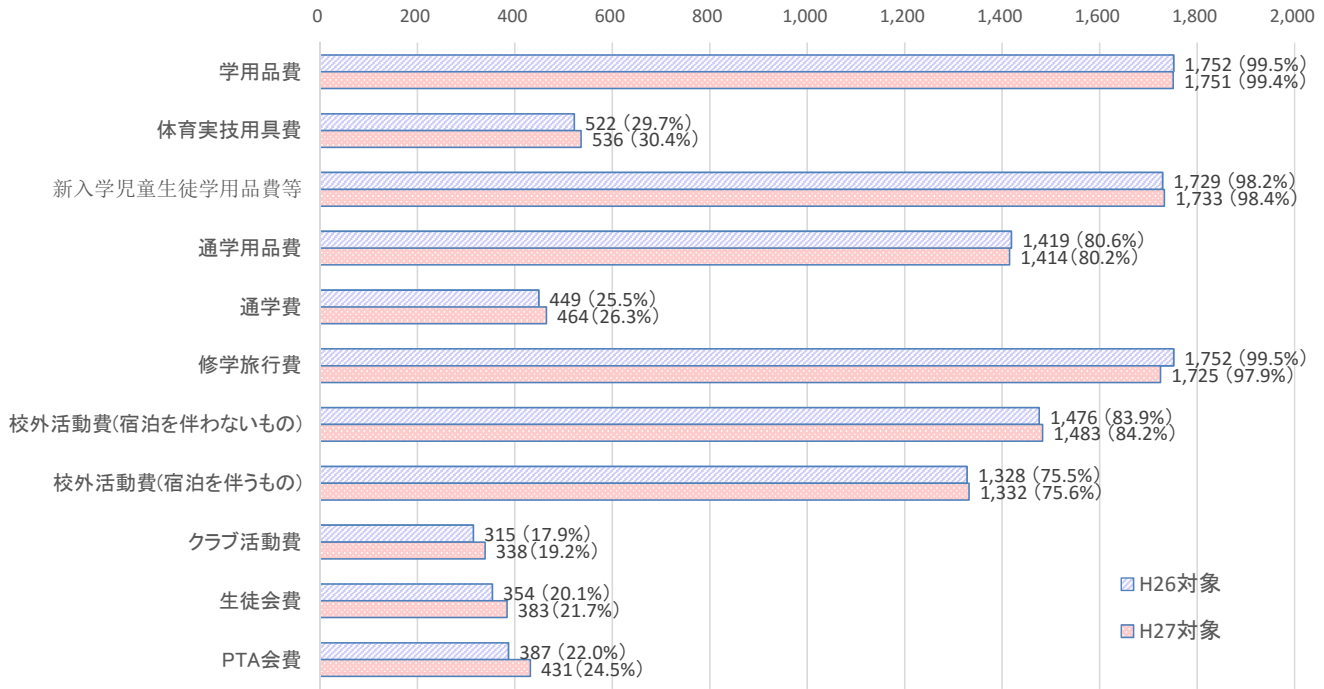
※パーセンテージは、回答市町村数(H27:1,762市町村)に対する割合である。
※その他は、複数の基準を併用している場合などがある。

平成27年度就学援助制度 (申請書の配付方法)



※複数回答。
※「その他」としては、「前年度認定者に対し申請書を郵送」、「民生委員を通じて申請書を配布」などがある。
※回答市町村数(H26:1760,H27:1762)

平成27年度就学援助制度 (準要保護の就学援助費目の状況)



※回答市町村数 (H26:1760, H27:1762)

※学校保健安全法, 学校給食法に基づき実施している医療費, 学校給食費は除く。

※「体育実技用具費」, 「通学用品費」, 「校外活動費」については, 「学用品費」や「新入学児童生徒学用品費等」に含めた形で支給している市町村もある。

※「通学費」, 「修学旅行費」については, 対象者がいない場合には計上していない市町村もある。

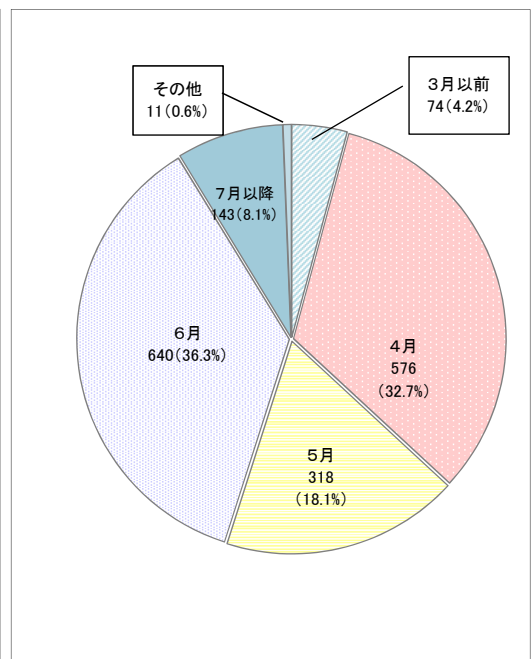
平成27年度就学援助制度 (準要保護の援助単価、就学援助の認定時期)

○国の補助金単価と同額の単価を設定している市町村の割合

小学校											
	学用品費	体育実技用具費(スキー)	新入学児童生徒学用品費等	通学用品費	通学費	修学旅行費	校外活動費(宿泊を伴わないもの)	校外活動費(宿泊を伴うもの)	クラブ活動費	生徒会費	PTA会費
H27要保護補助金単価	11,420	26,020	20,470	2,230	39,290	21,190	1,550	3,570	2,710	4,570	3,380
A.回答のあった市町村	1731	323	1709	1397	438	1643	1455	1275	204	221	418
B.補助金単価と同額の市町村	1156	162	1327	1069	44	471	1027	805	127	144	230
割合 (B/A)	66.8%	50.2%	77.6%	76.5%	10.0%	28.7%	70.6%	63.1%	62.3%	65.2%	55.0%

中学校											
	学用品費	体育実技用具費(スキー、柔道、剣道)	新入学児童生徒学用品費等	通学用品費	通学費	修学旅行費	校外活動費(宿泊を伴わないもの)	校外活動費(宿泊を伴うもの)	クラブ活動費	生徒会費	PTA会費
H27要保護補助金単価	22,320	スキー 37,340 柔道 7,510 剣道 51,940	23,550	2,230	79,410	57,290	2,240	6,010	29,600	5,450	4,190
A.回答のあった市町村	1732	497	1711	1408	454	1702	1423	1258	333	381	415
B.補助金単価と同額の市町村	1167	243	1316	1064	45	477	999	786	183	197	227
割合 (B/A)	67.4%	48.9%	76.9%	75.6%	9.9%	28.0%	70.2%	62.5%	55.0%	51.7%	54.7%

○就学援助制度の認定時期



※ 回答市町村数 (H27:1762)

※ 通学費及び修学旅行費については, 国の補助は原則実費支給となるため, 準要保護の単価とは異なることが多い。

※回答市町村数 (H27:1762)

※当該年度の当初の認定時期を選択。

平成27年度就学援助制度 (準要保護の認定基準等の変更状況)

変更理由	1. 引き上げ	2. 引き上げ、援助費増	3. 援助費増	引き上げ、援助費増小計	4. 引き下げ	5. 引き下げ、援助費減	6. 援助費減	引き下げ、援助費減小計	7. 引き上げ、引き下げ	8. 生活扶助基準の見直しに伴う運用変更	9. 生活扶助基準の見直し以外の事業による運用変更	計
財政上	1	0	2	3	1	0	0	1	1	0	0	5
市町村合併	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平性、適正化	2	1	1	4	4	0	0	4	4	0	2	14
他市町村との比較	16	6	12	34	1	0	0	1	1	4	6	46
基準の明確化	2	1	0	3	0	0	0	0	0	0	7	10
他制度等の変更	9	1	3	13	4	0	0	4	1	0	0	18
他制度に連動した変更	3	3	7	13	21	0	2	23	7	12	2	57
他制度との比較等	0	1	4	5	0	0	0	0	0	1	0	6
補助金単価変更	0	1	59	60	0	0	4	4	2	0	2	68
生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応	9	0	2	11	1	0	0	1	0	83	6	101
その他(※)	4	0	47	51	0	0	2	2	0	0	7	60
計	46	14	137	197	32	0	8	40	16	100	32	385
総件数(385件)に占める割合	11.9%	3.6%	35.6%	51.1%	8.3%	0.0%	2.1%	10.4%	4.2%	26.0%	8.3%	100.0%

【凡例】

- 1. 引き上げ : 所得基準限度額(率)が引き上げられ、又は、認定要件(対象者)が緩和されたもの
- 2. 引き上げ、援助費増 : 1に加えて援助費が増額となったもの
- 3. 援助費増 : 認定基準の変更はないが援助費が増となったもの
- 4. 引き下げ : 所得基準限度額(率)が引き下げられ、又は、認定要件(対象者)が縮小されたもの
- 5. 引き下げ、援助費減 : 4に加えて援助費が減額となったもの
- 6. 援助費減 : 認定基準の変更はないが援助費が減額となったもの
- 7. 引き上げ、引き下げ : 一部が基準引き下げや援助費の減額、一部が基準引き上げや援助費増額となったもの
- 8. 生活扶助基準の見直しに伴う運用の変更 : 所得基準限度額(率)又は認定要件(対象者)などの基準そのものを変更していないが、認定に際し、基準額を生活扶助基準の見直し以前のものに設定するなど基準の取扱や解釈を変えるなどの運用を変更したもの
- 9. 生活扶助基準の見直し以外の事業による運用変更 : 所得基準限度額(率)又は認定要件(対象者)などの基準そのものを変更していないが、認定に際し、基準の取扱を変えるなどの何らかの運用を変更したもの

- 財政上 : 当該市町村の財政状況によるもの
- 市町村合併 : 市町村合併(計画を含む)によるもの
- 公平性、適正化 : 受給世帯と非受給世帯の比較や市の行政評価委員会の指摘(経済的理由により就学困難な児童生徒以外も含まれている)等によるもの
- 他市町村との比較 : 近隣市町村の認定基準との比較によるもの
- 基準の明確化 : 所得基準限度額の明確化・明文化等によるもの
- 他制度等の変更 : 生活保護基準額の変更や物価上昇率に伴い、所得基準限度額(率)を改定したもの(他制度に連動した変更は除く)
- 他制度に連動した変更 : 基準そのものではないが、生活保護基準の見直しや税制改正など公的制度的変更に関連して、所得基準限度額が変更となったもの
- 他制度との比較等 : 生活保護、児童扶養手当などの福祉制度等との比較によるもの
- 補助金単価変更 : 要保護児童生徒援助費補助金の予算単価に合わせて単価を変更したもの
- 生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 : 生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応を行うため運用を変更したもの
- その他 : 予算の範囲内での執行から所要額への変更や、実績の補助単価など支給単価の見直し(増減)などによるもの

平成28年度準要保護認定基準の運用等

○平成28年度の準要保護認定基準に係る生活扶助基準の見直しに伴う影響が生じていない市町村数は、1,753市町村(99.2%、対前年度 +0.7ポイント)

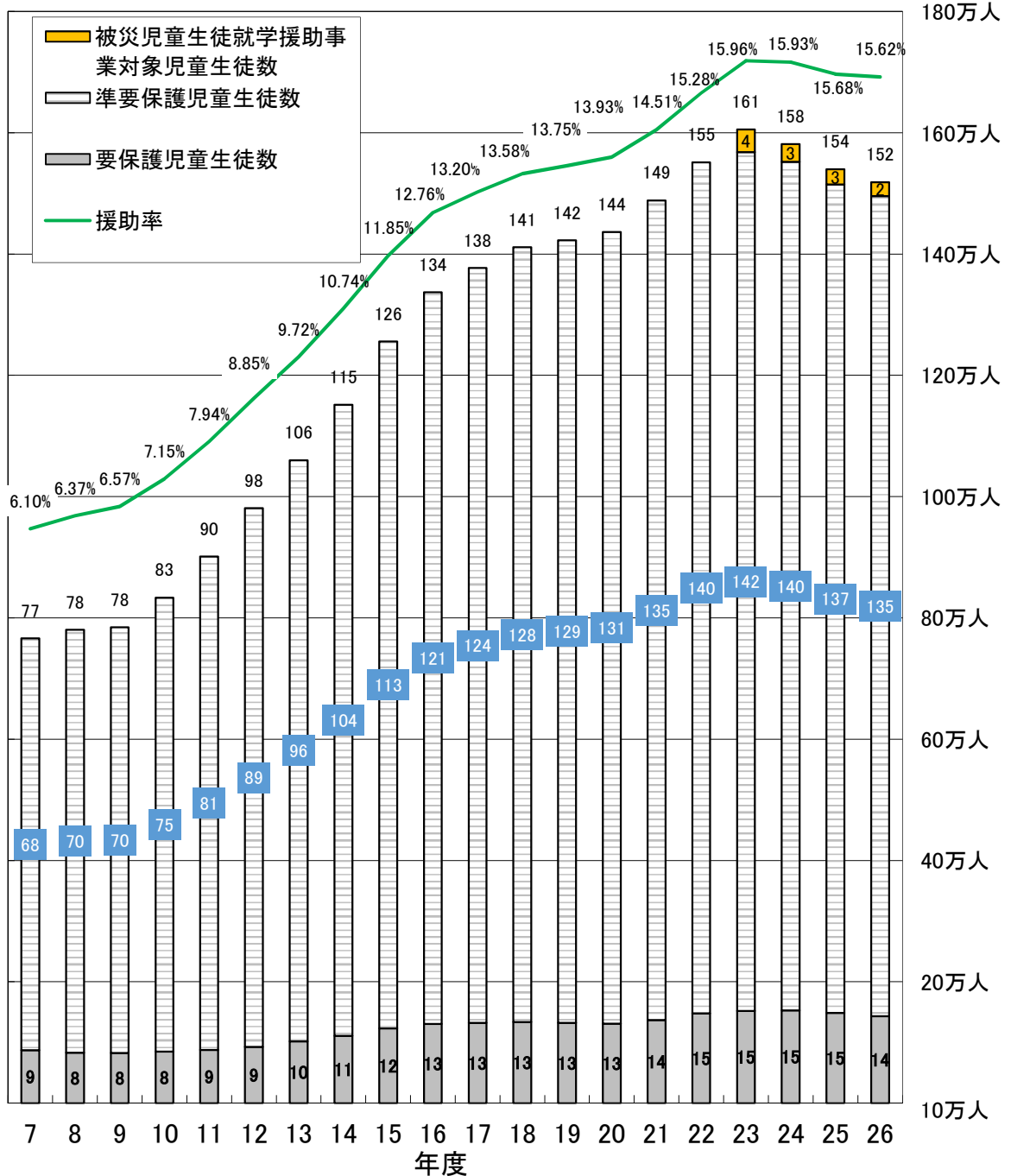
	平成26年度当初	平成27年度当初	平成28年度当初
影響が生じていない市町村数	1,697市町村 (96.0%)	1,734市町村 (98.5%)	1,753市町村 (99.2%)
影響への対応を直接的には行っていない市町村数	71市町村 (4.0%)	27市町村 (1.5%)	14市町村 (0.8%)

(注)

- 「26年度当初」のデータについては、平成26年4月に調査し、同年6月に公表したデータである。(回答数:1,768)
- 「27年度当初」のデータについては、平成27年6月に調査し、同年10月に公表したデータである。(回答数:1,761)
- 「28年度当初」のデータについては、平成28年10月に調査したデータである。(回答数:1,767)
- 「影響が生じていない市町村」とは、「生活保護の基準額を認定基準として使用していない市町村」、「平成25年度8月以前の生活保護基準額を使用して認定するなど影響が出ないよう対応している市町村」、「影響を受ける児童生徒が生じていない市町村」である。
- 「影響への対応を直接的には行っていない市町村」とは、就学援助制度上での影響が出ないよう直接的な取組は行っていないが、就学援助制度以外の、様々な義務教育段階の子供の貧困対策(例えば、経済的に困窮している児童生徒に対する学習支援や子供医療費助成制度など)を行っている市町村である。

参 考 デ ー タ

要保護及び準要保護児童生徒数の推移 <被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒を含む> (平成7年度～平成26年度)



- ※ 要保護児童生徒数 : 生活保護法に規定する要保護者の数
- ※ 準要保護児童生徒数 : 要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数
- ※ 被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数 : 東日本大震災により経済的理由から、就学困難と認められた児童生徒数（被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の対象となった人数）

要保護及び準要保護児童生徒数について

参考1-2

＜被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む＞

年度	要保護児童生徒数(a)	準要保護児童生徒数(b)	被災児童生徒就学援助事業 対象児童生徒数(c)	合計 (a+b+c)
平成7年度	87,250人 (0.69%)	678,923人 (5.41%)		766,173人 (6.10%)
平成8年度	83,091人 (0.68%)	697,258人 (5.69%)		780,349人 (6.37%)
平成9年度	82,512人 (0.69%)	702,064人 (5.88%)		784,576人 (6.57%)
平成10年度	84,696人 (0.73%)	748,835人 (6.42%)		833,531人 (7.15%)
平成11年度	87,690人 (0.77%)	813,625人 (7.16%)		901,315人 (7.94%)
平成12年度	92,593人 (0.84%)	888,560人 (8.01%)		981,153人 (8.85%)
平成13年度	101,824人 (0.93%)	958,166人 (8.78%)		1,059,990人 (9.72%)
平成14年度	110,792人 (1.03%)	1,040,577人 (9.70%)		1,151,369人 (10.74%)
平成15年度	123,055人 (1.16%)	1,132,543人 (10.69%)		1,255,598人 (11.85%)
平成16年度	130,635人 (1.25%)	1,206,192人 (11.51%)		1,336,827人 (12.76%)
平成17年度	132,104人 (1.27%)	1,244,759人 (11.93%)		1,376,863人 (13.20%)
平成18年度	133,705人 (1.29%)	1,277,367人 (12.29%)		1,411,072人 (13.58%)
平成19年度	132,372人 (1.28%)	1,290,110人 (12.47%)		1,422,482人 (13.75%)
平成20年度	131,033人 (1.27%)	1,305,128人 (12.66%)		1,436,161人 (13.93%)
平成21年度	136,648人 (1.33%)	1,351,465人 (13.18%)		1,488,113人 (14.51%)
平成22年度	147,755人 (1.46%)	1,403,328人 (13.83%)		1,551,083人 (15.28%)
平成23年度	152,060人 (1.51%)	1,415,771人 (14.07%)	37,498人 (0.37%)	1,605,329人 (15.96%)
平成24年度	152,947人 (1.54%)	1,399,076人 (14.10%)	29,038人 (0.29%)	1,581,061人 (15.93%)
平成25年度	148,497人 (1.51%)	1,366,018人 (13.91%)	25,165人 (0.26%)	1,539,680人 (15.68%)
平成26年度	143,351人 (1.47%)	1,352,134人 (13.91%)	22,866人 (0.24%)	1,518,351人 (15.62%)

(注)

(1) 要保護児童生徒数、準要保護児童生徒数及び被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数については、各都道府県教育委員会からの報告によるものである。

(2) 合計欄の率については、公立学校児童生徒数に占める割合を表したものであり、(a)要保護児童生徒数、(b)準要保護児童生徒数、(c)被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数の欄の率の計とは端数処理上、一致しない場合がある。

(3) 要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

(4) 平成16年度までは、要保護児童生徒数は生活保護における教育扶助受給者数、準要保護児童生徒数は生活保護における教育扶助以外の扶助を受けた者を含む。

平成26年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）
 <被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む>

参考2-1

小中学校 全体	要保護及び準要保護児童生徒数			被災児童生徒 就学援助事業 対象児童生徒 数 (D)	合計 (E) = (C) + (D)	公立小中学 校児童生徒 総数 (F)	就学援助率			
	要保護児童生徒数 (A)	準要保護児童生徒数 (B)	要保護・準 要保護児童 生徒数合計 (C) = (A) + (B)				要保護児童生徒 (A) / (F)	準要保護児童生徒 (B) / (F)	要保護・準 要保護児童 生徒合計 (C) / (F)	要保護・準要保 護援助率（特例 交付金を含む） (E) / (F)
	人	人	人				%	%	%	%
北海道	14,166	73,151	87,317	192	87,509	387,548	3.66	18.88	22.53	22.58
青森県	1,142	17,410	18,552	67	18,619	100,895	1.13	17.26	18.39	18.45
岩手県	811	9,252	10,063	3,269	13,332	99,304	0.82	9.32	10.13	13.43
宮城県	2,160	17,439	19,599	9,887	29,486	182,470	1.18	9.56	10.74	16.16
秋田県	690	8,814	9,504	148	9,652	72,407	0.95	12.17	13.13	13.33
山形県	291	6,142	6,433	769	7,202	88,852	0.33	6.91	7.24	8.11
福島県	812	15,150	15,962	5,170	21,132	151,705	0.54	9.99	10.52	13.93
茨城県	1,351	15,141	16,492	196	16,688	234,986	0.57	6.44	7.02	7.10
栃木県	1,227	9,482	10,709	223	10,932	159,797	0.77	5.93	6.70	6.84
群馬県	660	10,359	11,019	118	11,137	162,585	0.41	6.37	6.78	6.85
埼玉県	6,683	67,865	74,548	355	74,903	562,154	1.19	12.07	13.26	13.32
千葉県	5,133	36,189	41,322	264	41,586	473,852	1.08	7.64	8.72	8.78
東京都	15,321	155,616	170,937	501	171,438	795,132	1.93	19.57	21.50	21.56
神奈川県	10,214	94,834	105,048	269	105,317	667,037	1.53	14.22	15.75	15.79
新潟県	1,204	32,227	33,431	503	33,934	176,730	0.68	18.24	18.92	19.20
富山県	74	5,690	5,764	19	5,783	84,426	0.09	6.74	6.83	6.85
石川県	269	12,512	12,781	47	12,828	94,091	0.29	13.30	13.58	13.63
福井県	200	5,038	5,238	14	5,252	66,032	0.30	7.63	7.93	7.95
山梨県	296	6,262	6,558	25	6,583	65,625	0.45	9.54	9.99	10.03
長野県	600	18,583	19,183	38	19,221	174,181	0.34	10.67	11.01	11.04
岐阜県	536	12,580	13,116	23	13,139	171,625	0.31	7.33	7.64	7.66
静岡県	1,854	17,980	19,834	36	19,870	297,289	0.62	6.05	6.67	6.68
愛知県	5,011	59,660	64,671	76	64,747	622,655	0.80	9.58	10.39	10.40
三重県	1,204	16,299	17,503	29	17,532	148,078	0.81	11.01	11.82	11.84
滋賀県	963	14,778	15,741	14	15,755	123,739	0.78	11.94	12.72	12.73
京都府	5,510	31,865	37,375	79	37,454	189,571	2.91	16.81	19.72	19.76
大阪府	22,630	141,967	164,597	123	164,720	671,403	3.37	21.14	24.52	24.53
兵庫県	8,302	62,151	70,453	62	70,515	441,107	1.88	14.09	15.97	15.99
奈良県	1,564	11,018	12,582	15	12,597	104,563	1.50	10.54	12.03	12.05
和歌山県	636	10,261	10,897	4	10,901	73,909	0.86	13.88	14.74	14.75
鳥取県	516	6,381	6,897	7	6,904	45,959	1.12	13.88	15.01	15.02
島根県	399	7,527	7,926	12	7,938	54,222	0.74	13.88	14.62	14.64
岡山県	2,029	21,068	23,097	75	23,172	155,513	1.30	13.55	14.85	14.90
広島県	4,037	45,371	49,408	19	49,427	221,147	1.83	20.52	22.34	22.35
山口県	838	24,616	25,454	14	25,468	106,904	0.78	23.03	23.81	23.82
徳島県	782	7,498	8,280	6	8,286	56,346	1.39	13.31	14.69	14.71
香川県	791	9,948	10,739	11	10,750	79,069	1.00	12.58	13.58	13.60
愛媛県	1,077	11,910	12,987	12	12,999	108,456	0.99	10.98	11.97	11.99
高知県	1,195	11,399	12,594	9	12,603	50,413	2.37	22.61	24.98	25.00
福岡県	9,487	85,450	94,937	19	94,956	403,947	2.35	21.15	23.50	23.51
佐賀県	363	7,901	8,264	11	8,275	72,101	0.50	10.96	11.46	11.48
長崎県	2,217	17,270	19,487	6	19,493	111,593	1.99	15.48	17.46	17.47
熊本県	1,643	19,746	21,389	22	21,411	147,366	1.11	13.40	14.51	14.53
大分県	945	13,630	14,575	14	14,589	90,696	1.04	15.03	16.07	16.09
宮崎県	1,036	12,994	14,030	11	14,041	91,602	1.13	14.19	15.32	15.33
鹿児島県	2,126	26,868	28,994	14	29,008	135,669	1.57	19.80	21.37	21.38
沖縄県	2,356	26,842	29,198	69	29,267	144,808	1.63	18.54	20.16	20.21
合計	143,351	1,352,134	1,495,485	22,866	1,518,351	9,719,559	1.47	13.91	15.39	15.62

(注) 要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成26年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）
 <被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む>

参考2-2

小学校	要保護及び準要保護児童数			被災児童生徒 就学援助事業 対象児童数 (D)	合計 (E) = (C) + (D)	公立小学校 児童総数 (F)	就学援助率			
	要保護児童数 (A)	準要保護児童数 (B) <small>(要保護者に準ずる程度 に困難していると市町村 教育委員会が認めた者)</small>	要保護・準 要保護児童 数合計 (C) = (A) + (B)				要保護児童 (A) / (F)	準要保護児童 (B) / (F)	要保護・準 要保護児童 合計 (C) / (F)	要保護・準要保 護援助率（特別 交付金を含む） (E) / (F)
	人	人	人				%	%	%	%
北海道	8,562	46,269	54,831	141	54,972	254,766	3.36	18.16	21.52	21.58
青森県	640	10,375	11,015	41	11,056	64,295	1.00	16.14	17.13	17.20
岩手県	492	5,617	6,109	1,959	8,068	63,802	0.77	8.80	9.57	12.65
宮城県	1,283	10,776	12,059	6,224	18,283	119,545	1.07	9.01	10.09	15.29
秋田県	373	5,320	5,693	108	5,801	46,417	0.80	11.46	12.26	12.50
山形県	150	3,647	3,797	577	4,374	57,375	0.26	6.36	6.62	7.62
福島県	456	8,964	9,420	3,225	12,645	96,776	0.47	9.26	9.73	13.07
茨城県	805	9,031	9,836	146	9,982	154,754	0.52	5.84	6.36	6.45
栃木県	772	5,570	6,342	165	6,507	105,550	0.73	5.28	6.01	6.16
群馬県	400	6,106	6,506	80	6,586	106,219	0.38	5.75	6.13	6.20
埼玉県	4,092	41,861	45,953	247	46,200	375,943	1.09	11.13	12.22	12.29
千葉県	3,073	22,178	25,251	163	25,414	319,190	0.96	6.95	7.91	7.96
東京都	9,086	97,939	107,025	332	107,357	558,337	1.63	17.54	19.17	19.23
神奈川県	6,164	61,971	68,135	170	68,305	456,741	1.35	13.57	14.92	14.95
新潟県	717	20,255	20,972	358	21,330	114,377	0.63	17.71	18.34	18.65
富山県	47	3,080	3,127	11	3,138	54,830	0.09	5.62	5.70	5.72
石川県	153	7,703	7,856	30	7,886	61,412	0.25	12.54	12.79	12.84
福井県	119	2,985	3,104	9	3,113	43,323	0.27	6.89	7.16	7.19
山梨県	167	3,744	3,911	18	3,929	42,632	0.39	8.78	9.17	9.22
長野県	367	11,193	11,560	26	11,586	114,121	0.32	9.81	10.13	10.15
岐阜県	333	7,452	7,785	18	7,803	112,463	0.30	6.63	6.92	6.94
静岡県	1,142	11,056	12,198	22	12,220	197,656	0.58	5.59	6.17	6.18
愛知県	3,164	36,492	39,656	58	39,714	414,337	0.76	8.81	9.57	9.58
三重県	745	10,107	10,852	24	10,876	98,056	0.76	10.31	11.07	11.09
滋賀県	593	9,300	9,893	9	9,902	82,633	0.72	11.25	11.97	11.98
京都府	3,298	19,887	23,185	59	23,244	126,989	2.60	15.66	18.26	18.30
大阪府	13,783	88,810	102,593	87	102,680	446,533	3.09	19.89	22.98	22.99
兵庫県	4,977	38,735	43,712	48	43,760	295,307	1.69	13.12	14.80	14.82
奈良県	962	6,880	7,842	10	7,852	69,435	1.39	9.91	11.29	11.31
和歌山県	376	6,085	6,461	3	6,464	48,168	0.78	12.63	13.41	13.42
鳥取県	326	3,947	4,273	5	4,278	30,306	1.08	13.02	14.10	14.12
島根県	268	4,695	4,963	8	4,971	35,602	0.75	13.19	13.94	13.96
岡山県	1,251	13,031	14,282	62	14,344	102,682	1.22	12.69	13.91	13.97
広島県	2,474	29,411	31,885	11	31,896	150,189	1.65	19.58	21.23	21.24
山口県	510	15,685	16,195	11	16,206	70,358	0.72	22.29	23.02	23.03
徳島県	476	4,481	4,957	5	4,962	36,458	1.31	12.29	13.60	13.61
香川県	495	6,006	6,501	7	6,508	52,355	0.95	11.47	12.42	12.43
愛媛県	654	7,406	8,060	6	8,066	71,351	0.92	10.38	11.30	11.30
高知県	768	7,259	8,027	7	8,034	34,484	2.23	21.05	23.28	23.30
福岡県	5,898	54,128	60,026	16	60,042	270,389	2.18	20.02	22.20	22.21
佐賀県	202	4,857	5,059	7	5,066	47,131	0.43	10.31	10.73	10.75
長崎県	1,284	10,690	11,974	3	11,977	72,763	1.76	14.69	16.46	16.46
熊本県	1,034	12,343	13,377	15	13,392	97,680	1.06	12.64	13.69	13.71
大分県	585	8,416	9,001	4	9,005	59,814	0.98	14.07	15.05	15.06
宮崎県	631	8,093	8,724	10	8,734	61,043	1.03	13.26	14.29	14.31
鹿児島県	1,278	17,573	18,851	8	18,859	90,052	1.42	19.51	20.93	20.94
沖縄県	1,433	17,042	18,475	48	18,523	96,757	1.48	17.61	19.09	19.14
合計	86,858	844,451	931,309	14,601	945,910	6,481,396	1.34	13.03	14.37	14.59

(注) 要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

平成26年度要保護及び準要保護児童生徒数について（学用品費等）
 <被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数を含む>

参考2-3

中学校	要保護及び準要保護生徒数			被災児童生徒 就学援助事業 対象生徒数 (D)	合計 (E) = (C) + (D)	公立中学校 生徒総数 (F)	就学援助率			
	要保護生徒数 (A)	準要保護生徒数 (B)	要保護・準 要保護生徒 数合計 (C) = (A) + (B)				要保護生徒 (A) / (F)	準要保護生徒 (B) / (F)	要保護・準 要保護生徒 合計 (C) / (F)	要保護・準要保 護援助率（特別 交付金を含む） (E) / (F)
	人	人	人				%	%	%	%
北海道	5,604	26,882	32,486	51	32,537	132,782	4.22	20.25	24.47	24.50
青森県	502	7,035	7,537	26	7,563	36,600	1.37	19.22	20.59	20.66
岩手県	319	3,635	3,954	1,310	5,264	35,502	0.90	10.24	11.14	14.83
宮城県	877	6,663	7,540	3,663	11,203	62,925	1.39	10.59	11.98	17.80
秋田県	317	3,494	3,811	40	3,851	25,990	1.22	13.44	14.66	14.82
山形県	141	2,495	2,636	192	2,828	31,477	0.45	7.93	8.37	8.98
福島県	356	6,186	6,542	1,945	8,487	54,929	0.65	11.26	11.91	15.45
茨城県	546	6,110	6,656	50	6,706	80,232	0.68	7.62	8.30	8.36
栃木県	455	3,912	4,367	58	4,425	54,247	0.84	7.21	8.05	8.16
群馬県	260	4,253	4,513	38	4,551	56,366	0.46	7.55	8.01	8.07
埼玉県	2,591	26,004	28,595	108	28,703	186,211	1.39	13.96	15.36	15.41
千葉県	2,060	14,011	16,071	101	16,172	154,662	1.33	9.06	10.39	10.46
東京都	6,235	57,677	63,912	169	64,081	236,795	2.63	24.36	26.99	27.06
神奈川県	4,050	32,863	36,913	99	37,012	210,296	1.93	15.63	17.55	17.60
新潟県	487	11,972	12,459	145	12,604	62,353	0.78	19.20	19.98	20.21
富山県	27	2,610	2,637	8	2,645	29,596	0.09	8.82	8.91	8.94
石川県	116	4,809	4,925	17	4,942	32,679	0.35	14.72	15.07	15.12
福井県	81	2,053	2,134	5	2,139	22,709	0.36	9.04	9.40	9.42
山梨県	129	2,518	2,647	7	2,654	22,993	0.56	10.95	11.51	11.54
長野県	233	7,390	7,623	12	7,635	60,060	0.39	12.30	12.69	12.71
岐阜県	203	5,128	5,331	5	5,336	59,162	0.34	8.67	9.01	9.02
静岡県	712	6,924	7,636	14	7,650	99,633	0.71	6.95	7.66	7.68
愛知県	1,847	23,168	25,015	18	25,033	208,318	0.89	11.12	12.01	12.02
三重県	459	6,192	6,651	5	6,656	50,022	0.92	12.38	13.30	13.31
滋賀県	370	5,478	5,848	5	5,853	41,106	0.90	13.33	14.23	14.24
京都府	2,212	11,978	14,190	20	14,210	62,582	3.53	19.14	22.67	22.71
大阪府	8,847	53,157	62,004	36	62,040	224,870	3.93	23.64	27.57	27.59
兵庫県	3,325	23,416	26,741	14	26,755	145,800	2.28	16.06	18.34	18.35
奈良県	602	4,138	4,740	5	4,745	35,128	1.71	11.78	13.49	13.51
和歌山県	260	4,176	4,436	1	4,437	25,741	1.01	16.22	17.23	17.24
鳥取県	190	2,434	2,624	2	2,626	15,653	1.21	15.55	16.76	16.78
島根県	131	2,832	2,963	4	2,967	18,620	0.70	15.21	15.91	15.93
岡山県	778	8,037	8,815	13	8,828	52,831	1.47	15.21	16.69	16.71
広島県	1,563	15,960	17,523	8	17,531	70,958	2.20	22.49	24.69	24.71
山口県	328	8,931	9,259	3	9,262	36,546	0.90	24.44	25.34	25.34
徳島県	306	3,017	3,323	1	3,324	19,888	1.54	15.17	16.71	16.71
香川県	296	3,942	4,238	4	4,242	26,714	1.11	14.76	15.86	15.88
愛媛県	423	4,504	4,927	6	4,933	37,105	1.14	12.14	13.28	13.29
高知県	427	4,140	4,567	2	4,569	15,929	2.68	25.99	28.67	28.68
福岡県	3,589	31,322	34,911	3	34,914	133,558	2.69	23.45	26.14	26.14
佐賀県	161	3,044	3,205	4	3,209	24,970	0.64	12.19	12.84	12.85
長崎県	933	6,580	7,513	3	7,516	38,830	2.40	16.95	19.35	19.36
熊本県	609	7,403	8,012	7	8,019	49,686	1.23	14.90	16.13	16.14
大分県	360	5,214	5,574	10	5,584	30,882	1.17	16.88	18.05	18.08
宮崎県	405	4,901	5,306	1	5,307	30,559	1.33	16.04	17.36	17.37
鹿児島県	848	9,295	10,143	6	10,149	45,617	1.86	20.38	22.24	22.25
沖縄県	923	9,800	10,723	21	10,744	48,051	1.92	20.39	22.32	22.36
合計	56,493	507,683	564,176	8,265	572,441	3,238,163	1.74	15.68	17.42	17.68

(注) 要保護児童生徒について、就学援助法の対象者はその一部である(要保護児童生徒については、就学援助法の補助対象費目である学用品費、通学費、修学旅行費のうち、生活保護により給付されている費目(学用品費・通学費)が補助対象から除かれるため)。

【内訳1】「ソ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)」

都道府県名	問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)																								
	問A-1					問A-2					問A-3						問A-4								
	係数を見直したか					生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」					生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」					問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)						問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困難にしている児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)			
維持	上げた	影響なし	検討中	その他	ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ							
1 北海道	60	7	51	0	18	59	1	6	14	31	1	7	0	0	0	1	1	0	0	0	1				
2 青森県	4	0	2	0	0	4	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
3 岩手県	8	0	8	0	2	7	1	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0				
4 宮城県	6	0	7	0	0	6	0	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
5 秋田県	9	0	4	0	0	9	0	1	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
6 山形県	11	1	3	0	6	11	0	5	3	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
7 福島県	3	0	11	0	5	3	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
8 茨城県	11	1	3	0	10	11	0	4	4	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
9 栃木県	4	0	2	0	2	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
10 群馬県	4	0	4	0	2	4	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
11 埼玉県	11	0	14	0	11	11	0	1	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
12 千葉県	8	1	11	0	8	8	0	1	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
13 東京都	21	2	14	0	7	21	0	6	1	9	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
14 神奈川県	7	1	11	1	1	5	2	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1				
15 新潟県	0	2	11	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
16 富山県	1	0	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
17 石川県	5	0	0	0	3	5	0	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
18 福井県	1	0	2	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
19 山梨県	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
20 長野県	10	0	8	0	6	10	0	2	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
21 岐阜県	8	0	10	0	3	8	0	3	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
22 静岡県	6	0	6	0	1	6	0	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
23 愛知県	8	1	9	0	2	8	0	2	1	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
24 三重県	2	0	5	0	1	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
25 滋賀県	10	1	3	0	1	10	0	5	0	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
26 京都府	2	2	4	0	2	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
27 大阪府	7	2	0	0	4	7	0	2	1	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
28 兵庫県	9	2	2	0	2	9	0	2	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
29 奈良県	7	0	5	0	3	7	0	1	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
30 和歌山県	2	0	2	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
31 鳥取県	6	0	6	0	0	6	0	0	0	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
32 島根県	3	1	4	0	0	3	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
33 岡山県	0	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
34 広島県	3	0	4	0	1	3	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
35 山口県	3	0	4	0	2	2	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0				
36 徳島県	6	0	5	0	2	6	0	3	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
37 香川県	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
38 愛媛県	3	1	4	1	1	3	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
39 高知県	10	1	4	0	0	10	0	3	2	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
40 福岡県	21	1	15	0	3	17	4	2	1	12	0	2	0	0	0	0	0	0	2	2	3				
41 佐賀県	3	0	3	0	1	3	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
42 長崎県	9	1	0	0	2	8	1	4	1	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0				
43 熊本県	11	0	5	0	2	11	0	2	5	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
44 大分県	8	1	5	0	0	8	0	4	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
45 宮崎県	4	0	6	0	2	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
46 鹿児島県	2	1	4	1	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
47 沖縄県	4	2	3	1	1	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0				
合計	341	32	289	5	127	329	12	77	53	167	5	27	2	0	0	3	1	2	4	1	5				
	19.3%	1.8%	16.4%	0.3%	7.2%	18.6%	0.7%	4.4%	3.0%	9.5%	0.3%	1.5%	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.3%				

※パーセントは回答市町村数(1767)に対する割合。

①問A 影響が生じていない自治体 **782** (44.3%)

②問A 直接的には対応していない自治体 **12** (0.7%)

【内訳2】「タ 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)」

都道府県名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																									
	問B-1					問B-2					問B-3					問B-4										
	認定基準額を下げたか					生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」					問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)										
	下げた	下げしていない	影響なし	検討中	その他						ア	イ	ウ	エ	オ	ア	イ	ウ	エ	オ						
											他の認定基準に該当するかを確認	学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	が期間に限定であった児童等については、20年8月以前の基準額を踏まえて認定	個別に事務的な見直しについては、別の生活保護基準額(一定の係数を掛けた基準額)を用いて認定	その他	スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	SSW以外の外部人材の活用	貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	福祉担当部署等と連携した取組	福祉担当部署と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	児童福祉法以外の民間保育所等の保育者の確保や児童福祉事業の推進	子供医療費助成制度	対象者への手厚い支援	その他		
1 北海道	0	7	12	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2 青森県	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3 岩手県	0	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4 宮城県	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 秋田県	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6 山形県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 福島県	1	3	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8 茨城県	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9 栃木県	0	2	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10 群馬県	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11 埼玉県	0	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12 千葉県	0	5	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13 東京都	2	7	0	0	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14 神奈川県	0	4	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15 新潟県	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16 富山県	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17 石川県	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18 福井県	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19 山梨県	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 長野県	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21 岐阜県	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22 静岡県	0	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23 愛知県	0	8	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24 三重県	1	2	5	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25 滋賀県	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26 京都府	0	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27 大阪府	2	14	1	0	1	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28 兵庫県	1	14	4	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
29 奈良県	1	4	4	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30 和歌山県	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31 鳥取県	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32 島根県	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33 岡山県	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
34 広島県	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35 山口県	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36 徳島県	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37 香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38 愛媛県	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39 高知県	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40 福岡県	1	10	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1
41 佐賀県	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
42 長崎県	1	4	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43 熊本県	0	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44 大分県	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45 宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46 鹿児島県	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47 沖縄県	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	10	143	110	0	5	8	2	3	1	3	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	1	1	1	2	1
	0.6%	8.1%	6.2%	0.0%	0.3%	0.5%	0.1%	0.2%	0.1%	0.2%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%

※パーセントは回答市町村数(1767)に対する割合。

③問B 影響が生じていない自治体 **266** (15.1%)

④問B 直接的には対応していない自治体 **2** (0.1%)

【平成28年度】準要保護認定基準の運用等（生活保護基準の見直しによる影響）

「生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応を直接的には行っていない」と回答した自治体(14市町村)のうち、
経済的に困窮している児童生徒に対する、就学援助制度以外の取組などの対応を実施している自治体

都道府県	自治体数	自治体名	スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	福祉担当部局等と連携した取組	福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	子供医療費助成制度	対象者への手厚い支援	その他	
北海道	1	函館市		○	○				○	
岩手県	1	洋野町					○			
神奈川県	2	川崎市						○		
		相模原市							○	
兵庫県	1	太子町						○		
山口県	1	下関市	○	○						
福岡県	5	福岡市	○	○	○	○	○	○	○	
		飯塚市								○
		芦屋町				○	○			
		岡垣町					○			○
		みやこ町				○				○
長崎県	1	平戸市		○						
沖縄県	2	豊見城市	○							
		与那原町					○			
合計	14自治体		3	4	2	3	5	3	6	

【平成28年度】準要保護認定基準の運用等（生活保護基準の見直しによる影響）

参考3-3

「生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応を直接的には行っていない」と回答した自治体（14市町村）のうち、
自由記述欄に補足説明のある自治体

都道府県	市町村名	補足説明
北海道	函館市	○ 本市においては独自の政策として、子ども未来部所管で、子どもの貧困が社会問題化している中、子ども・子育て支援を推進するため、小・中学校に入学する子どもの保護者に対し、経済的負担等を軽減することを目的に入学準備給付金を支給している。
神奈川県	相模原市	○ 本市では、離婚を前提とする別居、世帯構成員の死亡及び疾病等による収入の減少などの事情がある世帯については、個別審査を行っている。
兵庫県	太子町	○ 生活保護の基準額を参照し、それに係数をかけた額を認定基準額として判定しているが、前年の世帯の合計所得が基準額を超過していたとしても、申請時の世帯の状況や民生委員からの意見書、学校長の意見などを参考にし、総合的に判断して認定の可否を決定している。
福岡県	福岡市	○ 福岡市では、子どもの貧困対策として、下記の取り組みを行っている。 【各局】 ・寡婦(夫)控除のみなし適用(こども未来局, 住宅都市局, 教育委員会) 税制上の寡婦(夫)控除のみなし適用を実施。 対象: 保育所保育料, 私立幼稚園就園奨励補助金, 市営住宅使用料の減免, 就学援助認定など 【教育委員会】 ・就学援助 平成26年度より入学準備金を入学前に前倒して支給。 ・教育振興会奨学金 平成27年度より入学資金・4月分奨学資金を入学前に前倒して貸与。 ・スクールソーシャルワーカー スクールソーシャルワーカーを活用して、教育と福祉の両面から児童生徒を支援。 ・スクールソーシャルコーディネーター 平成28年度より新たに、学校・家庭などと連携し、教育委員会をはじめ、関係局や地域・NPOなどの取組を児童生徒のもとへ能動的につなぎ、学力の向上や基本的な生活習慣の定着を支援するスクールソーシャルコーディネーター3人を配置。 【保健福祉局】 ・子どもの健全育成支援事業 生活保護家庭の有子世帯に対し、学校など関係機関との連携を図りながら、家庭が抱える様々な課題への取組や、子どもの就学や進学に係る相談・支援を行い、将来における社会的・経済的自立を支援。 ・子どもの学びと居場所づくり事業 「家」と「学校」に自分の居場所や学習環境がなく、学習が遅れているという課題を抱えた生活保護世帯及び低所得世帯の子どもに、「学び」と「社会とのつながり」のための居場所を提供し、学習支援と生活や進路などに関する相談対応、助言・指導を実施
	飯塚市	○ 保護者の所得状況の激変など特別な事情のある世帯は、判定基準は変わらないが、判定基礎となる所得状況などは現在の状況を考慮して判定している。
	岡垣町	○ 岡垣町では法的根拠等を踏まえ、支給要綱に基づき就学援助を行っております。 就学援助制度は一般財源化され、各自治体の裁量に任されています。その上で生活保護の影響回避について国から要請があるのであれば、全国一律の方針を示し、制度設計すべきと考えます。
	みやこ町	○ 生活保護の基準額に掛ける係数を高めに設定している

参 考 資 料

義務教育段階の就学援助

1 実施主体

学校教育法第19条において、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」と規定。

2 就学援助の対象者

- ①要保護者……生活保護法第6条第2項に規定する要保護者【平成25年度 約15万人】
- ②準要保護者……市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（認定基準は各市町村が規定）【平成25年度 約137万人】

3 要保護者等に係る支援【要保護児童生徒援助費補助金】

- ①補助の概要：市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」「学校給食法」「学校保健安全法」等に基づいて必要な援助を行っている。
- ②補助対象品目：学用品費／体育実技用具費／新入学児童生徒学用品費等／通学用品費／通学費／修学旅行費／校外活動費／医療費／学校給食費／クラブ活動費／生徒会費／PTA会費
- ③国庫補助率：1/2(予算の範囲内で補助)
- ④平成29年度予算額：7億円(28年度予算額：8億円)
ランドセル代や制服代等の「新入学児童生徒学用品費等」の単価引き上げ
①小学校：20,470→40,600円、②中学校：23,550→47,400円



- ・生活扶助基準の見直しに伴い、できるだけその影響が及ばないよう、平成25年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者等については、生活扶助基準の見直し以降も引き続き国による補助の対象。平成29年度以降についても適切に対応。
- ・平成28年度から学用品費など8つの費目の単価を1つに大括り化し、単価を標準化することにより、地方公共団体の事務負担を軽減。



4 準要保護者に係る支援

準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施している。

- ・生活扶助基準の見直しに伴い、できるだけその影響が及ばないよう、国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼。

要保護児童生徒援助費補助金単価（年額） （平成29年度予算単価）

（単位：円）

区分	対象品目	小学校	中学校
学用品費	児童又は生徒の所持に係る物品で各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（鉛筆・ノート・絵の具・副読本・運動衣その他・実験・実習材料費も含む。）	11,420	22,320
通学用品費（第1学年を除く）	児童又は生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨がさばき帽子等）。なお、小・中学校の第1学年の児童生徒に対しては、新入学児童生徒学用品費等で措置。	2,230	2,230
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	児童又は生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。）のうち、宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学料。	1,570	2,270
体育実技用具費			
柔道	小学校又は中学校の体育（保健体育）の授業の実施に必要な体育実技用具（柔道にあっては柔道着、剣道にあっては防具一式（面、胴、甲手、垂れ）、剣道衣、竹刀及び防具袋、スキーにあってはスキー板、スキー靴、ストック及び金具）で、当該授業を受ける児童又は生徒全員が個々に用意することとされているもの。その他にスケートのスケート靴も含む。	—	7,510
剣道		—	51,940
スキー	なお、補助対象品目の一部のみ（剣道の剣道衣又は防具袋のみ、スキーの金具又はストックのみ等）を支給する場合は、学用品費で措置。	26,020	37,340
スケート		11,590	11,590
校外活動費（宿泊を伴うもの）	児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費又は見学料。	3,620	6,100
新入学児童生徒学用品費等	新入学児童又は生徒が通常必要とする学用品・通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨がさばき帽子等）。	40,600	47,400
修学旅行費	交通費、宿泊費、見学料並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送料しおり代、通信費、旅行取扱料料金。	21,490	57,590

（単位：円）

区分	対象品目	小学校	中学校
通学費	児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費又は公共交通又は貸バス会社等への運行委託料。 【片道の通学距離が小学校4km以上、中学校6km以上。ただし、災害地帯における種別期間中は、その半分の距離。特別支援学校や学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の障害に該当する児童生徒については距離は問わない。】	39,290	79,410
クラブ活動費	クラブ活動（課外の部活動を含む。以下同じ。）の実施に必要な用具等で、当該活動を行う児童又は生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具又はその購入費及び当該活動を行う児童又は生徒全員が一律に負担すべきこととなる経費。	2,710	29,600
生徒会費	生徒会費（児童会費、学級費、クラス費を含む。以下同じ。）として一律に負担すべきこととなる経費。	4,570	5,450
PTA会費	学校・学級・地域等を単位とするPTA活動に要する費用として一律に負担すべきこととなる経費。	3,380	4,190
医療費	トラウマ、結膜炎、白癬、疥癬、癩癬、中耳炎、急性副鼻腔炎、アデノイド増殖、感染症（虫歯を除くを含む。）について学校において治癒の指示を受けた場合の、その治療のための薬費に要する費用。	12,000	12,000
学校給食費			
完全給食	給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）とミルク及びおかずである給食	53,000	62,000
補食給食	完全給食以外の給食で給食内容がミルク及びおかず等である給食	41,000	46,000
ミルク給食	給食内容がミルクのみである給食	8,000	8,000

被災児童生徒就学支援等事業

平成29年度予算額 62億円（前年度予算額 80億円）
【東日本大震災復興特別会計】

<事業概要>

- 東日本大震災により経済的理由から、就学等が困難となった幼児児童生徒に、就学支援等を実施
- 既存の就学支援事業等において、震災に伴う対象者増や単価増に伴う都道府県等の負担を交付金として全額国庫で支援

<参考>

- 平成26年度までは「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」として、平成23年度から26年度までの4年間で総額約444億円を措置し、基金事業として実施。平成27年度復興庁行政事業レビュー「公開プロセス」のとりまとめ結果を踏まえ、複数年度分の所要額を措置した従来の基金方式を見直し、平成27年度から全額国庫負担の単年度の交付金（被災児童生徒就学支援等事業交付金）として計上。
- 平成29年度予算においては過去の執行実績を踏まえ、所要額を計上。（引き続き平成28年度と同様のスキームで実施。）

<具体的施策>

【幼稚園等】

（対象者） 震災により幼稚園等への就園支援が必要となった世帯の幼児（震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児も含む）
（補助率） 10/10
（対象経費） 保育料、入園料
（対象事業） 市町村等において行う幼稚園就園奨励事業等



【小・中学校】

（対象者） 震災により就学困難となった児童生徒
（補助率） 10/10
（対象費目） 学用品費、通学費、学校給食費、医療費等
（対象事業） 市町村において行う就学援助事業
※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



【高等学校】

（対象者） 震災により就学困難となった生徒
（補助率） 10/10
（対象事業） 都道府県において行う奨学金事業
※ 都道府県において、貸与要件の緩和や返還時の柔軟な対応を行うことで、手厚い修学支援が可能



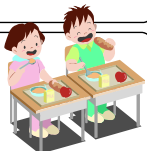
【私立学校】

（対象者） 震災により就学等困難となった幼児児童生徒
（補助率） 10/10
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業



【特別支援（幼・小・中・高）】

（対象者） 震災により就学困難となった幼児児童生徒（震災により支弁区分が変更となった者も含む）
（補助率） 10/10
（対象事業） 都道府県等において行う就学奨励事業



【専修学校・各種学校】

（対象者） 震災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒
・ 専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上
・ 専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上
（補助率） 10/10
（対象事業） 都道府県等において行う授業料等減免事業

被災児童生徒就学支援等事業（熊本地震対応分）

平成29年度予算額 6億円（新規）

<事業概要>

- 熊本地震により経済的理由から、就学等が困難となった幼児児童生徒に、就学支援等を実施
- 既存の就学支援事業等において、震災に伴う対象者増や単価増に伴う都道府県等の負担を交付金として一部(2/3)を国庫で支援

<具体的施策>

【幼稚園】

(対象者) 震災により幼稚園への就園支援が必要となった世帯の幼児
(震災により所得階層区分が変更となった世帯の幼児も含む)

(補助率) 2/3

(対象経費) 保育料、入園料

(対象事業) 市町村において行う幼稚園就園奨励事業



【小・中学校】

(対象者) 震災により就学困難となった児童生徒

(補助率) 2/3

(対象費目) 学用品費、通学費、学校給食費、医療費 等

(対象事業) 市町村において行う就学援助事業

※ 通学費には、スクールバスの運行による通学手段の確保に係る経費を含む



【高等学校】

(対象者) 震災により就学困難となった生徒

(補助率) 2/3

(対象事業) 都道府県において行う奨学金事業

※ 都道府県において、返還時の柔軟な対応が可能



【私立高等学校等】

(対象者) 震災により就学等困難となった児童生徒

(補助率) 2/3

(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業



【特別支援（幼・小・中・高）】

(対象者) 震災により就学困難となった幼児児童生徒

(震災により支弁区分が変更となった者も含む)

(補助率) 2/3

(対象事業) 都道府県等において行う就学奨励事業



【専修学校・各種学校】

(対象者) 震災により職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒

・専修学校高等課程、専門課程：修業年限1年以上

・専修学校一般課程、各種学校：原則修業年限2年以上

(補助率) 2/3

(対象事業) 都道府県等において行う授業料等減免事業

子供の貧困対策に関する大綱（抄）

～ 全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して～

（H26.8.29閣議決定）

第3 子供の貧困に関する指標

子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、以下のとおり子供の貧困に関する指標を設定する。

○就学援助制度に関する周知状況

・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9%（平成25年度）

・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0%（平成25年度）

（出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ）

第4 指標の改善に向けた当面の重点施策

上記第3に掲げる指標の改善に向け、子供の貧困対策に関する当面の重点施策として以下の事項に取り組むこととする。

1 教育の支援

（3）就学支援の充実

（義務教育段階の就学支援の充実）

義務教育に関しては、学校教育法第19条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。就学援助については、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、国として就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表するとともに、「就学援助ポータルサイト（仮称）」を整備するなど、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取組を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。

さらに、義務教育段階における子供の貧困対策として、引き続き必要な経済的支援を行うとともに、研修会の実施による子供の貧困問題に関する教職員の理解増進、家庭における学習支援等の推進及び支援を必要とする者と制度とをつなぐスクールソーシャルワーカーの配置等の教育相談体制の充実を図る。